

令和 5 年度 第 2 回新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会報告書

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会規程第 2 条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者から令和 5 年度における業務等の進捗状況及びその他医療安全に係る体制について説明を受け、各種資料を確認し、監査を実施しました。

- ・実施日 令和 6 年 3 月 4 日（月）
- ・実施場所 医歯学総合病院 病棟 12 階 大会議室
- ・出席委員 月岡委員長、佐藤委員、三部委員、田代委員、西田委員

2. 監査実施事項

- (1) 医療安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について
- (2) 医薬品安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について
- (3) 医療機器安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について
- (4) 医療放射線安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について

3. 監査の結果

- (1) 医療安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について

医療安全管理責任者から、令和 5 年度業務報告についての説明を受けました。

医師が病気等で不在である、ベッドがない場合などの理由で患者の診療を拒否する場合は、医療側の応召義務に違反しないと考えられますが、暴言暴力、迷惑行為を繰り返す患者に対する診療拒否については、はっきりした法的な根拠がない状況です。

貴院では、同行為が繰り返される場合には、診療拒否に関し、対応困難患者検討専門部会で、個別、組織的に検討しているとのことであり、個人の判断に任せないようにしていることを確認しました。また、同行為により被害にあった職員に対する心理的な被害も含めたケア、サポート体制を構築していることも確認しました。

全体として適切に業務が遂行されており、重大な問題となるものは確認されませんでした。

- (2) 医薬品安全管理責任者の令和 5 年度業務報告について

医薬品安全管理責任者から、令和 5 年度業務報告について説明を受けました。

院外薬局からの薬剤疑義照会に関連して、添付文書上で最大投与量が決まっている薬剤であれば問題ないが、病状（腎機能の状態など）で投与量を加減する必要のある薬剤など、実際に面談して疑義が生じるケースがあるとのことでした。要因としては、院外薬局からすると、当該患者の病状について推測の域を出ないことが考えられるとのことでしたが、用量の違いは過量投与の可能性もあるため、重要な指標だと考えます。

全体として適切に業務が遂行されており、重大な問題となるものは確認されませんでした。

(3) 医療機器安全管理責任者の令和5年度業務報告について

医療機器安全管理責任者から、令和5年度業務報告について説明を受けました。

重大な問題となるものは確認されませんでした。

(4) 医療放射線安全管理責任者の令和5年度業務報告について

医療放射線安全管理責任者から、令和5年度業務報告について説明を受けました。

重大な問題となるものは確認されませんでした。

4. 総括

上記のとおり、新潟大学医歯学総合病院における各責任者等の業務状況については、良好です。前回から話題となっているカスタマーハラスメント対応は前進しており、今後も医療安全を通して、高度な医療安全管理体制を構築するよう努めていただきたいと思います。

令和6年4月25日

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会

委員長 月岡 恵